

**別表五の二（二）付表一 「各連結法人の連結法人税個別帰属額の発生状況等
及び租税公課の納付状況等に関する明細書」**

□

1 各連結法人の連結法人税個別帰属額の発生状況等の明細

(1) この明細書の用途

この明細書は、各連結法人の連結個別利益積立金額の計算上控除する連結法人税個別帰属額又は附帯税の負担額の発生及び決済の状況を明らかにするために使用します。

(2) 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「法人名」	連結親法人の法人名を記載するとともに、かつこの中に連結法人税個別帰属額の発生状況等を記載する連結法人の法人名を記載します。	
「期首現在未決済額①」	前期分のこの明細書の「期末現在未決済額⑤」の金額を連結事業年度別に記載します。	
「当期発生額②」の「当期分3」	当期の連結法人税個別帰属支払額（当期の連結法人税の負担額として支出すべき金額として法第81条の18第1項の規定により計算される金額をいいます。以下同じ。）又は連結法人税個別帰属受取額（当期の連結法人税の減少額として収入すべき金額として同項の規定により計算される金額をいいます。以下同じ。）を記載します。 なお、当期において附帯税（利子税を除きます。）を納付することとなった場合には、その納付する金額のうちこの明細書に記載する連結法人に帰せられる部分の金額を外書として記載します。	連結法人税個別帰属受取額については△印を付して記載します。
「当期中の決済額」の各欄	「期首現在未決済額①」又は「当期発生額②」の金額のうち当期中に決済された金額をその額が発生した連結事業年度別にそれぞれ記載します。 なお、当期中に自己を分割法人とする分割型分割（連結親法人事業年度開始の日に行うものを除きます。）を行った連結法人にあっては、その分割型分割の日の前日の属する事業年度（以下「分割前事業年度」といいます。）において決済をした金額を含めて記載します。	

2 各連結法人の租税公課の納付状況等の明細

(1) この明細書の用途

この明細書は、各連結法人の連結個別利益積立金額の計算上控除する租税公課の発生及び納付の状況並びに納税充当金の積立て又は取崩しの状況を明らかにするために使用します。

(2) 各欄の記載要領□

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「法人税」の各欄	各欄共通 連結親法人にあっては、連結法人税及び法人税について、連結子法人にあっては、法人税について記載します。 この場合、各欄には、連結法人税の基本税額（別表一の二(一)の「差引連結所得に対する法人税額13」に相当する金額）又は法人税の基本税額（別表一(一)の「差引所得に対する法人税額13」に相当する金額）を記載し、連結法人税又は法人税に係る利子税、延滞税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額についてはこの欄には記載しないで、「その他」の「利子税25」、「加算税及び加算金29」	この欄に記載することとなる法人税は、連結法人が自己を分割法人とする分割型分割（連結親法人事業年度開始の日に行うものを除きます。）を行った場合に生じる法人税、連結納税開始前又は連結グループ加入前の単体申告に

欄		記 載 要 領	注 意 事 項
法人税の各欄		及び「延滞税30」の該当欄に記載します。	係る法人税のほか、連結子法人が他の連結グループの連結親法人であった期間に生じた連結法人税となります。
	「期首現在未納税額①」の「5」及び「6」 □	「5」及び「6」には、前期分のこの明細書の「期末現在未納税額⑥」の金額（前期が単体法人である連結法人又は当期中に自己を分割法人とする分割型分割（連結親法人事業年度開始の日に行うものを除きます。）を行った連結法人にあっては、前期又は分割前事業年度の別表五(二)の「期末現在未納税額⑥」の金額）を記載します。 なお、連結親法人の直前期分に係る「期首現在未納税額①」は、直前期分のこの明細書の「期末現在未納税額⑥」の「中間7」の金額と「確定8」の金額との合計額を記載します。	(1) 前期分の申告後に既往年度について更正等があった場合には、更正等の後の連結法人税の額又は法人税額を基礎として記載します。 (2) 連結法人の直前期分が単体申告の場合には、直前期分に係る「期首現在未納税額①」は、直前期分の別表五(二)の「⑥」の「中間3」の金額と「確定4」の金額との合計額を記載します。
	「当期発生税額②」の「中間7」及び「確定8」 □	(1) 「中間7」には、別表一の二(一)の「連結中間申告分の法人税額14」の金額を記載します。 (2) 「確定8」には、別表一の二(一)の「差引確定法人税額15」の金額を記載します。	中間分の連結法人税の額が確定分の連結法人税の額を超える場合には、「確定8」には、その超える金額を△印を付して記載します。
	「当期中の納付税額」の各欄	(1) 連結親法人にあっては「期首現在未納税額①」又は「当期発生税額②」に記載した連結法人税の額又は法人税額を、連結子法人にあっては「期首現在未納税額①」に記載した法人税額を当期中に納付した場合に、その納付税額を納税充当金を取り崩して納付したか、仮払金として納付したか、又は損金経理により納付したかにより、それぞれ該当欄に区分して記載します。この場合に、過誤納があるときは、各欄にそれぞれ外書きしてください。 この外書の金額は、「期末現在未納税額⑥」に移記する必要はありません。 (2) 納税充当金（「納税充当金の計算」に記載されている納税充当金をいいます。）以外の連結個別利益積立金額を取り崩して連結法人税又は法人税の納付に充てた場合には「充当金取崩しによる納付③」に、過誤納金等による充当があった場合に何らの経理もしていないときは「損金経理による納付⑤」に含めて記載します。この場合には、別表四の二付表の「加算」欄において加算するとともに、「減算」欄で同額を減算します。	外書の金額は、法人の確定した決算において未収金又は仮払金として計上していない場合には、別表五の二(一)付表の空欄に「未収過誤納金」等と記載の上、その合計額を「増③」に記載します。 この場合「⑤」の外書の金額は、別表四の二付表の「加算」の空欄にも記載することとなります。
	「期末現在未納税額⑥」	「確定8」に記載することとなる連結法人税の額がマイナスになる場合にあってはその金額は外書き（△印を付けます。）します。ただし、「中間7」に未納税額の記載がある場合にあってはその未納税額に相当する金額に達するまでの金額は本書きし（△印を付けます。）、「確定8」の「当期発生税額②」の金額と本書きした金額との差額を外書き（△印を付けます。）します。	

欄		記 載 要 領	注 意 事 項
	「計9」	「当期中の納付税額」の各欄の金額のうち連結法人税の額を合計した金額は、連結親法人の別表五の二(一)付表の「3」から「17」までの空欄のいずれかに記載した「未納連結法人税」の「減②」の金額と符合し、連結法人税を除いた金額を合計した金額は、各連結法人の同付表の「未納法人税22」の「減②」の金額と符合することになります。	
	各欄共通	原則として「法人税」の各欄の記載に準じます。	基本税額（均等割額を含みます。）及び道府県民税利子割額のみについて記載し、加算金及び延滞金についてはこの欄には記載しません。
「道府県民税」の各欄	「期首現在未納税額①」の「10」及び「11」	「10」及び「11」には、前期分のこの明細書の「期末現在未納税額⑥」の金額（前期が単体法人である連結法人又は当期中に自己を分割法人とする分割型分割（連結親法人事業年度開始の日に行うものを除きます。）を行った連結法人にあっては、前期又は分割前事業年度の別表五(二)の「期末現在未納税額⑥」の金額）を記載しますが、その金額が、支店等の税率が異なっていることなどにより標準税率を基として算出されたものであるときは、当期において申告等により具体的に確定した金額を記載します。	
	「当期発生税額②」の「利子割12」、「中間13」及び「確定14」	(1) 「利子割12」には、当期中に支払を受ける利子等（当期末までに、その利払期の到来しているものに限ります。）に係る道府県民税利子割額を記載します。 (2) 「中間13」及び「確定14」には、当期の連結法人税個別帰属額を基礎として地方税法の規定により算出した道府県民税額を記載します。ただし、支店等が他の都道府県にある場合には、標準税率により算出した税額を記載しても差し支えありません。	
「市町村民税」の各欄		「法人税」及び「道府県民税」の各欄の記載に準じて記載します。	
「事業税」の各欄	「21」から「23」までの各欄	「道府県民税」の「10」、「11」及び「13」の記載に準じて記載します。この場合、前期の確定分の税額は「22」の「当期発生税額②」に記載します。	「当期中の納付税額」の各欄に記載した金額のうち前連結事業年度又は前事業年度までに既に損金の額に算入された事業税の額がある場合には、その既に損金の額に算入された事業税の額に相当する金額については、別表四の二付表の「加算」の空欄に「事業税認定損」等として「総額①」及び「留保②」に記載します。
	「仮払経理による納付④」	別表四の二付表の「減算」の空欄に「仮払事業税認定損」等として「総額①」及び「留保②」に記載します。	
	「損金経理による納付⑤」	未払金として経理した金額を含めて記載します。	当期分の事業税は、当期の損金の額に算入されませんから、別表四の二付表で加算することになります。

欄		記 載 要 領	注 意 事 項
「その他」の各欄	「当期中の納付税額」	「法人税」の「当期中の納付税額」の各欄の記載に準じて記載します。 なお、「25」以下の各欄の「損金経理による納付⑤」には、未払金として経理した金額を含めて記載します。したがって、この経理をした金額は、その後は期首及び期末の未納税額に記載しません。	
	「延滞金（延納に係るもの）26」	地方税法第65条、第72条の45の2及び第327条の規定による納期限の延長を受けた期間に係る延滞金について記載し、その他の期間に係る延滞金については「損金不算入のもの」の「延滞金（延納分を除く。）31」に記載します。	
「納税充当金の計算」の各欄	「期首納税充当金35」	各連結法人の前期のこの明細書の「期末納税充当金48」（前期が単体法人である連結法人又は当期中に自己を分割法人とする分割型分割（連結親法人事業年度開始の日に行うものを除きます。）を行った連結法人にあつては、前期又は分割前事業年度の別表五(二)の「期末納税充当金44」）を記載します。	
	「37」	当期において連結個別利益積立金額を取り崩して納税充当金へ繰り入れた金額（連結個別利益積立金額を取り崩して税金等の納付に充てたものを含みます。）、還付を受けた法人税等の金額で納税充当金へ繰り入れた金額等各連結法人が利益処分又は損金経理により繰り入れた金額以外の繰入額を記載します。 なお、空欄には、例えば「別途積立金」又は「還付法人税等」と記載します。	「37」に記載した金額が例えば、連結個別利益積立金額を取り崩したものである場合又は前期以前において生じた還付金を当期に納税充当金として受け入れた場合には、別表五の二(一)付表の「納税充当金20」の「増③」に記載するとともに、該当欄の「減②」に同額を記載し、別表四の二付表には関係させません。
	「損金算入のもの41」	「利子税25」から「28」までの「充当金取崩しによる納付③」の金額の合計額を記載します。	
	「損金不算入のもの42」	「加算税及び加算金29」から「34」までの「充当金取崩しによる納付③」の金額の合計額を記載します。	
	「43」	納税充当金の取崩額のうち「法人税額等39」から「損金不算入のもの42」まで及び「仮払税金消却44」以外により取り崩した金額を記載します。	
	「仮払税金消却44」	前期以前に納付した税金を仮払金等として経理していた金額について当期において納税充当金を取り崩して消却した金額を記載します。	この場合には、別表五の二(一)付表において、前期から繰り越された「仮払税金」の「減②」にその消却した金額を△印を付して記載するとともに、「納税充当金20」の「減②」に記載します。